大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成26年大和市規則第53号) の一部を次のように改正する。

第17条を第26条とし、第16条を第25条とする改正規定を次のように改める。

第17条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第25条とする。

第16条中「別表第5」を「別表」とし、同条を第24条とする。

第15条第1項中「保育児童表」を「保育児童票」に、「実施」を「利用」に改め、同条第2項を削り、同条を第24条とし、第14条を第23条とし、第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を削る改正規定を次のように改める。

第15条第1項中「保育児童表」を「保育児童票」に、「実施」を「利用」に改め、同条第2項を削り、同条を第23条とする。

第14条中「保育費用」を「利用者負担額等」に改め、同条を第22条とする。

第13条見出し中「保育費用」を「利用者負担額等」に改め、同条第1項中「保育費用」を「利用者負担額等」に、「保育費用減免申請書」を「利用者負担額等減免申請書」に改め、同条第2項中「保育費用減免決定通知書」を「利用者負担額等通知書」に改め、同条を第21条とする。

第12条を次のように改め、同条を第20条とし、第11条を削る。

(利用者負担額等の減免)

- 第12条 条例第4条の支給認定保護者等が利用者負担額等を納付する資力がないと認めるとき とは、施行規則第56条各号に掲げる事由に該当するときをいう。
- 2 市長は、施行規則第56条各号の事由に該当するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより減免を行う。
 - (1) 施行規則第56条第1号に掲げる事由に該当する場合 次の表の左欄に掲げる損害程度に 応じて、同表の右欄に掲げる減免割合により、当該損害を受けた日以後の納期に係る利用者 負担額等を減免する。

損害の程度	減免割合	
住宅の全壊又は全焼	10分の10	
上記以外の損害	10分の5	

- (2) 施行規則第56条第2号から第4号までの事由に該当する場合で、かつ、当該事由に該当することとなった日の属する月の前3月間における当該世帯の月収の平均額(以下「平均収入額」という。)が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1(第1章 基準生活費 1居宅に係る部分に限る。)、別表第2及び別表第3に規定する基準額を当該世帯に適用して算定した額(以下「生活保護基準額」という。)及び当該期間において現に医療に要した費用を合算した額(以下「医療費」という。)を下回った場合当該要件に該当することとなった日以後の納期に係る利用者負担額等の全額を免除する。
- (3) 施行規則第56条第2号から第4号までの事由に該当する場合で、かつ、平均収入額が生活保護基準額に100分の120を乗じて得た額及び医療費を合算した額を下回った場合当該要件に該当することとなった日以後の納期に係る利用者負担額等の2分の1に相当する額を減額する。
- 3 前項第1号に掲げる場合の減免期間は、当該損害を受けた日の属する月以降の市長が定める期間とし、同項第2号及び第3号に掲げる場合の減免期間は、6月を限度とする。この場合において、当該期間の途中で資力が回復した場合には当該事由が発生した日の属する月の翌月以降の期間は減免しない。
- 4 条例第4条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 支給認定子どもが疾病、障がい等の理由により、月の初日から末日までの間に、通園した日がない場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか市長が認める場合
- 5 市長は、前項の特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に定めるところにより減免を行う。
 - (1) 前項第1号に掲げる場合 全額を免除する。
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 市長が別に定める額を減免する。
- 6 減免した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 第10条中「保育料決定・納付通知書及び保育料納付通知書兼領収証書により」を削り、同条を 第20条とし、第9条を第19条とする改正規定を次のように改める。
 - 第10条を次のように改め、同条を第19条とし、第9条を削る。

(利用者負担額等の納入期限)

- 第10条 支給認定保護者は、利用者負担額の当月分をその月の末日までに納付しなければならない。
- 2 支給認定保護者は、条例第3条第2項各号に掲げる負担額を次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。
 - (1) 延長保育事業に係る負担額 当該事業による保育を利用する月の前月の末日
 - (2) 一時預かり事業に係る負担額 当該事業による保育を利用する月の前月の末日
 - (3) 病児保育事業に係る負担額 当該事業による保育を利用する日

第8条第1項ただし書中「保育に要する費用」を「保育費用」に改め、同条を第18条とする改正規定を次のように改める。

第8条を次のように改め、同条を第18条とする。

(利用者負担額の計算方法等)

- 第8条 条例別表第1(1)の表C階層の項の規則で定める法令の規定は、地方税法(昭和25年 法律第226号)第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附 則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項とする。
- 2 条例別表第1(1)の表備考第3項の規則で定める世帯とは、施行規則第22条に掲げるもの の世帯とする。
- 3 条例別表第1(1)の表備考第4項の規則で定める児童とは、子ども・子育て施行令(平成26年政令第213号(以下「令」という。)第14条第1項に規定する負担額算定基準子どもとする。
- 4 条例別表第1(1)の表備考第4項及び別表第1(2)の表備考第6項の規則で定める施設に入所等している場合とは、令第14条第1項に規定する施設に通い、在学し、若しくは在籍し、若しくは特例保育、家庭的保育事業等による保育を受け、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合とする。
- 5 条例別表第1(1)の表備考第5項の規則で定める計算とは、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、 これを切り捨てる。
 - (1) 月途中に入所する支給認定子どもの場合 当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に 応じた利用者負担額に、月途中の入所日以後の開所日数(20日を超える場合は20日とす る。)を乗じたものを20日で除する。
 - (2) 月途中に退所する支給認定子どもの場合 当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に 応じた利用者負担額に、月途中の退所日の前日までの開所日数(20日を超える場合は20

- 日)を乗じたものを20日で除する。
- 6 条例別表 1 (2) の表備考 7 の規則で定める計算とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 月途中に入所する支給認定子どもの場合 当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に 応じた利用者負担額に、月途中の入所日以後の開所日数(25日を超える場合は25日とす る。)を乗じたものを25日で除する。
 - (2) 月途中に退所する支給認定子どもの場合 当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分に 応じた利用者負担額に、月途中の退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)を乗じたものを25日で除する。

第7条の改正規定中「規則第1条に掲げる事由」を「施行規則第1条に掲げる事由」に改める。 第5条の改正規定中「第10条の変更申請書」を「第10条の子どものための教育・保育給付支給 認定変更申請書」に改める。

第1条の次に11条を加える改正規定中「規則」を「施行規則」に、「変更申請書」を「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」に改める。

別表第1から別表第4までの改正規定を次のように改める。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5の改正規定を次のように改める。

別表第5を次のように改め、同表を別表とする。

別表第5 (第24条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	子どものための教育・保育給付支給認定申請書	第6条及び第9条
第2号様式	子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所	第6条及び第13条
	等利用申込書	
第3号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証	第7条
第4号様式	利用者負担額等通知書	第8条及び第21条
第5号様式	子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書	第10条及び第15条
第6号様式	子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書	第11条
第7号様式	子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書	第11条
第8号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書	第12条
第9号様式	保育所利用等決定通知書	第13条及び第17
		条
第10号様式	保育所等利用保留通知書	第13条
第11号様式	保育所等変更申込書	第14条
第12号様式	保育所退所届	第16条
第13号様式	利用者負担額等減免申請書	第21条
第14号様式	保育費用減免決定通知書	第21条
第15号様式	督促状	第22条

附則

この規則は、公布の日から施行する。